



近畿地方整備局	配布日時 平成 29 年 12 月 18 日 14 時 00 分
資料配布	

(水資源機構関西・吉野川支社淀川本部：同時発表)

件名	近畿地方整備局と水資源機構は、 「災害時における災害対策用機材等の相互融通 に関する協定」を締結しました
----	--

概要	<p>この協定により、災害対策用機材等を相互に融通し、被害の拡大防止、被災施設の早期復旧等の災害対策を、より迅速かつ円滑に進めることが可能となります。</p> <p>さらに、それぞれの災害対策本部に情報連絡員（リエゾン）を派遣して、被害状況や災害応急対策の実施状況等の情報共有を図ることとしています。</p> <p>これらの取組により、危機的状況に対し、よりの確に対応していきます。</p> <p>国土交通省近畿地方整備局と独立行政法人水資源機構は、今般、地震・大雨等の災害発生時に備えた危機管理体制を強化するため「災害時における災害対策用機材等の相互融通に関する協定」を12月18日に締結しました。</p> <p>また、中部地方整備局、四国地方整備局および九州地方整備局も水資源機構と同様の協定を同日付けで締結しました。</p> <p>※関東地方整備局については、平成28年6月20日に締結済み。</p>
----	---

取扱い	—
-----	---

配布場所	近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ
------	--------------------

問合せ先	<p>国土交通省 近畿地方整備局 TEL:06-6942-1141(代) 緊急災害対策調整官 伊藤 太一 (内線 3125)</p> <p>独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社 TEL:06-6763-5182 淀川本部施設管理課 課長 松尾 誠 (内線 381)</p>
------	--

国土交通省近畿地方整備局と独立行政法人水資源機構による

「災害時における災害対策用機材等の相互融通に関する協定」について

1. 協定の目的

近畿地方整備局管内の水資源開発水系（淀川水系）に関係する地域において、地震・大雨等の自然災害及び予期できない災害が発生した場合に、被害の拡大防止、被災施設の早期復旧及び円滑な災害復旧活動に資するため、近畿地方整備局は災害対策基本法の指定地方行政機関として、水資源機構については指定公共機関として、災害対策用機材等の相互融通について協定を締結する。

2. 協力内容

- ・ 災害時の災害対策用機材等の相互融通
- ・ 災害時の災害応急対応状況の情報共有
- ・ 災害時の情報連絡員（リエゾン）の相互派遣
- ・ 災害時の相互で実施した災害応急対応等状況の広報実施 等

相互融通する主な災害対策用機材等



排水ポンプ車



照明車

国土交通省近畿地方整備局



排水ポンプ車



可搬式浄水装置

独立行政法人水資源機構